



福岡県医第992号(地)

平成22年 8月 5日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

みやこ町における医療証の変更について

今般、みやこ町より、現行の「児童医療費支給制度(対象:小学1年生～小学6年生まで)」について、助成対象を下記のとおり中学3年生までに拡大し、「子ども医療費支給制度」として本年10月1日より実施する旨、別添のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

【変更点】

対象者:小学1年生～小学6年生まで ⇒ 小学1年生～中学3年生まで
生計維持者の所得制限:所得制限あり ⇒ 所得制限撤廃
制度名称:児童医療費支給制度 ⇒ 子ども医療費支給制度

【その他】

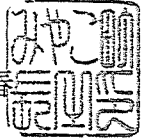
- ① 制度開始時期:平成22年10月1日から
- ② 自己負担(変更なし)
保険適用の医療費の自己負担分(3割)につき
入院:500円/日(7日限度)
入院外:600円/月
(ひと月あたり1医療機関ごとに負担。薬局での負担はなし。)
- ③ 他の医療証(乳・障・親)と同じく、生活保護を受給している間は対象外。
- ④ 学校でのけがの場合は原則使用できない(災害共済給付制度優先)。
- ⑤ 重度障害者医療・ひとり親家庭等医療に該当する場合は、それらの医療証が対象となり、所得制限を超過したときのみ、子ども医療の対象となります。
(重度障害者医療証と子ども医療証、ひとり親家庭等医療証と子ども医療証を同時に持つことはありません。)
- ⑥ 子ども医療証(新様式)は別紙のとおり。



22み住第1087
平成22年7月26日

社団法人 福岡県医師会
会長 松田 峻一良 殿

みやこ町長 井上 幸春



医療証の変更について

日ごろより、みやこ町の公費医療費支給制度につきましてご高配賜り誠にありがとうございます。

さて、みやこ町では平成21年4月より、乳幼児医療費支給制度の助成対象を小学生に拡大した「児童医療費支給制度」を実施してまいりましたが、このたびさらに助成対象を中学生まで拡大した「子ども医療費支給制度」を10月1日から実施することとなりました。

変更点は、別紙のとおりです。ご多忙の中恐れ入りますが、関係医療機関にご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

別紙 変更点
子ども医療証（新様式）

問い合わせ先 みやこ町役場住民課 国保年金係
担当：大八木 TEL 0930-32-2510



【変更点】

対象者：小学 1 年生～小学 6 年生まで → 小学 1 年生～中学 3 年生まで

生計維持者の所得制限：所得制限あり → 所得制限撤廃

名称：児童医療費支給制度 → 子ども医療費支給制度

【その他】

①制度開始時期：平成 22 年 10 月 1 日から

②自己負担（変更無し）

保険適用の医療費の自己負担分（3 割）につき

入 院：500 円／日 （7 日限度）

入院外：600 円／月

（ひと月あたり 1 医療機関ごとに負担。薬局での負担はなし。）

③他の医療証（乳・障・親）と同じく、生活保護を受給している間は対象外。

④学校でのけがの際には原則として使用できません（災害共済給付制度優先）。

⑤重度障害者医療・ひとり親家庭等医療に該当する場合は、それらの医療証が対象となり、所得制限を超過したときのみ、子ども医療の対象となります。（重度障害者医療証と子ども医療証、ひとり親家庭等医療証と子ども医療証を同時に持つことはありません。）

子 みやこ町子ども医療 医療証		年 月 日から							
		年 月 日まで							
負担者番号		8	1	4	0	1	3	4	1
受給者番号									
受 給 者	住 所								
	氏 名							男・女	
	生 年 月 日	年 月 日							
一部自己負担金		入 院 1日当たり500円(月7日限度) 入院外 1月当たり600円(上限) ※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。							
発行機関名及び印		福岡県 みやこ町長							
交付年月日		年 月 日							

※ この証は、県外の保険医療機関等では、使用することができません。